

## 社会福祉法人敬老園 介護職員特定処遇改善加算について

1. 国の基準に沿い「経験・技能のある介護職員」に支給。

### 令和2年度内容

「経験・技能のある介護職員」については下記の(1)～(3)のいずれをも満たす者とする。

- (1) 介護福祉士を有し、
- (2) 下記①から③のいずれかに該当する介護職であること
  - ①副主任以上の職位の者
  - ②人事評価における等級評価が2級以上5級までの者
  - ③法人における勤続10年以上で1等級の者
- (3) さらに、日勤・夜勤を問わず、フルタイムの勤務シフトに入れる能力のある者

2. 支給形態

一時金にて支給

3. 支給額

月額換算で80,000円を目安とする。

4. その他

特定処遇改善加算は国の示す様々な基準を満たした事業者に支給決定となります。

敬老園では人材要件、研修要件などをクリアできるよう、処遇改善加算も含め、より良い処遇改善が行えるよう努力を行っています。

以上